

(趣旨)

第1条 この心得は、岩国市水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等（公共測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守すべき事項について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この心得において「入札参加者」とは、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者であって、条件付一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札の指名を受けた者をいう。ただし、共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者をいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）、岩国市水道事業会計規程（平成18年水道局規程第40号。以下「会計規程」という。）、岩国市水道事業建設工事執行規程（平成18年水道局規程第43号）その他関係法令及びこの心得を遵守するものとする。

2 岩国市水道局条件付一般競争入札実施要領（平成28年9月1日制定）に定める条件付一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）及び岩国市水道局建設工事指名競争入札執行規程（平成18年水道局規程第44号）に定める指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）においては、前項に加えて同要領及び同規程を遵守するものとする。

(設計図書の入手)

第4条 入札参加者は、施行令第167条の6第1項の規定による入札公告又は施行令第167条の12第1項の規定による指名通知（以下「公告等」という。）の記載内容、入札条件、指示事項、仕様書、設計書、図面その他関係書類（以下「設計図書」という。）を熟覧の上、適正な積算を行い、入札するものとする。

2 条件付一般競争入札における入札参加者は、入札公告を局ホームページ又は局の掲示場所で閲覧し、設計図書を局ホームページからダウンロードすることにより入手するものとする。この場合において、設計図書を開く際に必要となるパスワードは、パスワード照会書（岩国市水道局条件付一般競争入札実施要領に規定する様式（以下「様式」という。）第1号）をファックスにより提出し、同要領に規定するパスワード回答書を受領することにより取得するものとする。

3 前項のパスワードの照会期限は、開札日の前日の午後5時までとする。ただし、当該日が岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、当該休日の前の直近の休日に当たらない日の午後5時までとする。

4 指名競争入札における指名通知を受けた者は、指定された方法により、設計図書を入手するものとする。

5 設計図書について、別に定めがある場合はこの限りでない。

(設計図書に関する質問)

第5条 入札参加者は、設計図書について質問があるときは、工事内容質問書（条件付一般競争入札の場合は様式第3号）又は業務内容質問書を、公告等で定める提出期限までに、持参又はファックスにより提出することで質問をするものとし、ファックスによる場合は、到達確認の電話連絡をするものとする。

2 前項の質問に対する回答は、工事内容質問回答表（条件付一般競争入札の場合は様式第4号）又は業務内容質問回答表により、公告等で定める回答日に局ホームページ等において掲載して行うものとする。

(入札保証金等)

第6条 入札参加者は、入札執行前に、会計規程第104条に定める入札保証金又は会計規程第106条に定める入札保証金に代わる担保について関係職員の点検を受け、受領書と引換えに提出するものとする。

2 前項の入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札終了後に、その受領書と引換えに還付

する。ただし、落札者には会計規程第128号に定める契約保証金を納付させ、契約履行後、会計規程第138条の規定により還付する。

- 3 会計規程第105条の規定により入札保証金を減免する場合又は会計規程第129条の規定により契約保証金を減免する場合は、公告等により明示する。

(入札書)

第7条 入札参加者は、入札書（条件付一般競争入札の場合は様式第5号）の記載及び押印において、次に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、公告等において別に定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。
 - (2) 記載する金額は、金額の頭書に、¥【円】の記号を付記し、アラビア数字を用いて正確に記載すること。
 - (3) 工事名又は業務名（以下この条において「工事名等」という。）、工事場所又は業務場所（以下この条において「工事場所等」という。）、入札書の宛先、入札金額及び開札日を記載すること。
 - (4) 入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名は、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿における住所、商号又は名称及び代表者氏名（共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者の住所、商号又は名称及び代表者氏名をいう。）を記載すること。
 - (5) 押印は、使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（以下「入札参加者の使用印」という。）を使用すること。ただし、第10条に規定する代理人による入札の場合は、この限りでない。
 - (6) 鉛筆その他消えやすい物を使用せず楷書で明瞭に記載すること。
 - (7) 文字の訂正、加入又は削除の箇所には、入札参加者の使用印により押印をすること。ただし、入札金額は、加除訂正を認めないものとする。
- 2 入札書は、宛名、工事番号又は業務番号、工事名等、工事場所等及び入札者氏名を表記した封筒に入れ、貼付部分を入札参加者の使用印で封印して提出するものとする。ただし、条件付一般競争入札については、条件付一般競争入札実施要領第7条によるものとする。

(入札の方法等)

第8条 入札参加者は、入札関係書類及び現場を確認の上、公告等で定める期限までに入札書等を提出するものとする。この場合において、貸与されている設計図書があるときは、返還するものとする。

- 2 条件付一般競争入札の場合の入札書等の提出方法は、岩国市水道局条件付一般競争入札実施要領に定めるとおりとする。
- 3 公告等又は設計図書において、別に定めがある場合はこの限りでない。
- 4 入札参加者は、建設工事に係る入札においては、入札書と同時に工事費内訳書を提出するものとする。
- 5 次条の入札を辞退する場合を除き、提出後の入札書及び工事費内訳書について、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。また、提出された入札書及び工事費内訳書は、原則として返却しないものとする。
- 6 所定の時刻までに入札書等を提出しない者は、棄権したものとみなす。

(入札の辞退)

第9条 入札を辞退しようとする入札参加者は、入札辞退届（条件付一般競争入札の場合は様式第7号）を条件付一般競争入札にあつては入札書等を提出した日から開札日時までに、指名競争入札にあつては指名通知をした日から開札日時までに、持参又はファックスにより提出するものとし、ファックスによる場合は到達確認の電話連絡をするものとする。なお、提出後の入札辞退届については、取消し又は撤回を認めないものとする。

- 2 開札開始後における入札の辞退及び口頭による辞退の表明は、認めないものとする。
- 3 第1項の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることは

ないものとする。

(代理人による入札)

第10条 入札参加者は、その代理人をして入札させるときは、入札書を提出する前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出するものとする。ただし、入札書に入札参加者の記名押印がある場合は、当該入札参加者本人が入札したものとみなし、委任状の提出は不要とする。

2 前項に規定する委任状の委任者については、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載するものとし、委任者の押印については、入札参加者の使用印を押印するものとする。

3 代理人による入札における入札書の記載については、第7条第1項第4号に規定する入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代理人の氏名を明記するものとする。

4 代理人による入札における入札書への押印(第7条第1項第7号に規定する訂正等の押印を含む。)は、第1項に規定する委任状において受任者の使用印として定めた印を使用するものとする。この場合において、入札参加者の使用印の押印は、不要とする。

5 代理人は、同一の入札において、他の入札参加者の代理をすることはできないものとする。

6 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできないものとする。

(開札の立会い)

第11条 条件付一般競争入札の開札の立会いを希望する入札参加者は、当該入札に係る工事及び業務委託ごとに、公告等で定める入札書の提出期限日の正午までに、ファックスにより入札立会希望申請書(様式第9号)を提出するものとする。指名競争入札については、入札参加者(代理人を含む。)は、全員入札に立ち会うものとし、その際立会申請は不要とする。

2 入札執行者は、前項の規定による申請があったときは、申請のあった者全員を立会人として指定するものとし、その旨を通知するものとする。

3 条件付一般競争入札の開札立会人は、当該開札終了後、開札確認書(様式第10号)に署名を行うものとし、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令等に抵触する行為を行ってはならないものとする。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行ってはならないものとする。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対し入札価格を意図的に開示してはならないものとする。

4 入札参加者は、開札会場に参集して行う開札において、入札執行開始の宣言から入札執行終了の宣言までの間、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) 外部の者と入札金額又は入札意思について相談する行為

(2) 携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末の操作等、外部との相談が疑われる行為

(3) 私語及び誤解を招くような不審な行為

(入札執行及び開札)

第13条 入札執行者は、公告等で定める入札開始時刻になったときは、直ちに入札執行開始の宣言をし、入札及び開札を執り行うものとする。

2 開札会場に参集して行う開札又は立会人を設けて行う開札において、入札執行開始の宣言から入札執行終了の宣言までの間は、入札参加者及び立会人の入退室を認めないものとする。ただし、入札参加者の安全確保等の特にやむを得ない理由がある場合に限り、入札執行者は、入札を一時的に中止し、入札参加者及び立会人の退室を認めることができるものとする。

3 入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従うものとする。

4 入札執行者は、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)が決定したときは、落札者等及びその入札金額を発表し、入札結果を公表するものとする。

5 入札参加者は、入札執行調書の撮影若しくは複写をすること、又は入札執行調書の写しを求めすることはできないものとする。

(入札の無効等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 公告等に示した入札参加資格のない者が入札したもの

- (2) 虚偽の申請を行った者が入札したもの
 - (3) 入札書の提出期間内に提出がなかったもの
 - (4) 第8条に規定する方法によらないもの
 - (5) 指定表紙に商号又は名称が記載されていないもの
 - (6) 指定表紙の表記が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - (7) 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの
 - (8) 同一案件の入札において入札参加者が2通以上の入札書を提出したもの
 - (9) 入札書の金額を訂正したもの
 - (10) 入札書のアラビア数字の頭書に、¥【円】の記号を付記していないもの
 - (11) 入札書に記名及び押印のないもの
 - (12) 入札書の工事名又は業務名若しくは工事場所、業務場所が公告等と一致しない、又は記載されていないもの
 - (13) 入札書等の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの
 - (14) 入札書を入れた封筒（条件付一般競争入札の場合は中封筒）の貼付部分に封印のないもの
 - (15) 明らかに錯誤と認められるもの
 - (16) 設計図書を手付けせずに入札したもの
 - (17) 提出期間内に入札参加資格確認書類の提出がなかったもの
 - (18) 明らかに連合によると認められるもの
 - (19) 保証金を要する場合にあっては、その納付がないもの又はその額が不足するもの
 - (20) 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された代表者又は入札に関する委任者を定める場合においては受任者以外の者がしたもの
 - (21) 入札に際し不正行為があったと認められるもの
 - (22) 施行令第167条の4各号のいずれかに該当する者が入札したもの
 - (23) 代理人による入札をする際に委任事項等が明確に記載された委任状を提出しないもの
 - (24) 前各号に掲げるもののほか、その他指定した事実を違反したもの
- 2 工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その入札は無効とする。
- (1) 対象工事において工事費内訳書の提出のないもの
 - (2) 第8条に規定する方法によらずに提出されたもの
 - (3) 工事名の記載のないもの又は相違があるもの
 - (4) 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの
 - (5) 入札参加者の押印を欠くもの
 - (6) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
 - (7) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
 - (8) 工事費内訳書の各項目が、管理者が指定した記載項目を満たしていないもの
 - (9) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの
 - (10) 工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出したもの
 - (11) 工事費内訳書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの
（失格とする要件）
- 第15条 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。
- (1) 予定価格を事前に公表した場合において、予定価格を上回る価格の入札をした者
 - (2) 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格の入札をした者
 - (3) 第12条の規定その他この心得の規定に反する行為をした者
（入札の中止等）
- 第16条 公告等をしたときから落札者の決定までの間において、入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、予定価格の決定に係る積算に疑義が生じたとき、その他局が必要と認めるときは入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができるものとする。この場合において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできないものとする。
- 2 指名競争入札において、入札執行宣言前に入札参加者が1者になった場合は、入札を中止するものとする。ただし、条件付一般競争入札においては、この限りでない。
 - 3 次条に規定する再度の入札において、入札参加者が1者になった場合は、入札を中止するもの

とする。

- 4 前3項の規定により、入札参加者が損失を受けることがあっても、局は、その補償の責めを負わないものとする。

(再度入札)

第17条 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、設計図書の再検討が必要と認められるときは、日時を改めて執行することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表するときは、入札回数を1回とする。
- 3 1回目の入札において無効となる入札をした者又は失格となった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(落札者等の決定)

第18条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(無効な入札を行った者を除く。)を、条件付一般競争入札にあっては落札候補者とし、指名競争入札にあっては落札者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により落札者等及び順位を決定するものとする。
 - (1) 該当する者が全員立会人(委任状を持参した代理人を含む。)である場合 該当者全員に直ちにくじを引かせて落札者等及び順位を決定するものとする。
 - (2) 前号に掲げる以外の場合 局が指定した日に該当者全員(委任状を持参した代理人を含む。)にくじを引かせて落札者等及び順位を決定する。この場合において、該当者のうちでくじを引かない者がいるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した該当者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(最低価格の入札参加者以外の者を落札者等とする場合)

第19条 入札執行者は、次に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者等とすることができるものとする。

- (1) 岩国市水道局低入札価格調査実施要領(平成23年4月1日制定)及び岩国市水道局調査・設計等業務委託低入札価格調査実施要領(平成29年4月1日制定)に定めるところにより低入札価格調査を適用した入札において、調査基準価格又は判断基準額を下回る価格で入札が行われた場合
- (2) 岩国市水道局最低制限価格制度実施要領(平成28年6月1日制定)に定めるところにより最低制限価格制度を適用した入札において、最低制限価格を下回る価格で入札が行われた場合

- 2 前項の規定により判断基準額又は最低制限価格を下回る価格でなされた入札は、失格とするものとする。

(落札候補者に対する通知)

第20条 入札執行者は、開札後、速やかに当該落札候補者に落札候補者となった旨を電話等確実な方法により通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第21条 落札候補者となった旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(休日を除く。)に入札参加資格確認書類を提出するものとする。

- 2 落札候補者が、前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は、入札参加資格のない者が行った入札とみなし、無効とする。
- 3 前項の規定により無効とされた落札候補者については、第9条第3項の規定を準用する。
- 4 入札参加資格確認後の配置技術者の変更は、認めないものとする。

(条件付一般競争入札の落札者の決定)

第22条 落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者と決定する。ただし、施行令第167条の10第1項の規定に該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするることができる。

- 2 落札候補者が入札参加資格を有していないときは、当該落札候補者の入札を無効とし、その旨

を通知し、次順位の落札候補者となるべき者に対し、第20条から本条までの規定について、落札者を決定するまで同様の手順により行うものとする。

(契約の締結等)

第23条 落札者は、落札が決定した日から次の各号に掲げる契約の区分により、当該各号に掲げる日（休日を除く。）以内に契約を締結するものとする。

(1) 工事の請負契約 10日

(2) 前号以外の契約 5日

2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないものとする。

3 落札者は、契約担当者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記入し、記名押印の上、関係書類を添えて落札決定後速やかに、契約担当者等に提出しなければならないものとする。

(下請負人の制限)

第24条 工事及び業務委託を受注した者は、局又は岩国市の指名停止期間中の者を下請負人として選定することはできないものとする。

(疑義及び異議の申立て)

第25条 入札参加者は、この心得に疑義があるときは、その疑義について入札書等の提出期限までに質問することができるものとする。

2 入札参加者は、入札書等の提出後、この心得、入札関係書類、現場状況等について、不明を理由に異議の申立てはできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和8年4月1日から施行する。

(他の心得の廃止)

2 岩国市水道局競争入札心得（平成18年3月20日制定）及び岩国市水道局条件付一般競争入札心得（平成28年9月1日制定）は、令和8年3月31日で廃止する。